

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士 福岡 則博、弁護士 尾崎 悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士 福岡 則博



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

遺産分割・遺留分における生前贈与の取扱(期間的制限)

(設問)

死亡した人(被相続人)が生前に自己の財産を他に贈与していた場合、その贈与は遺産分割あるいは遺留分算定においてどのように扱われますか。

(説明)

- 1 相続財産(遺産)は、被相続人の死亡時点での財産を意味しますから、被相続人が生前に自己の財産を他に贈与していた場合、その財産は、死亡時点においては存在しないため、相続財産を構成しません。そうすると、生前贈与によって少なくなった財産のみで相続分や遺留分を計算すると、不公平な結果になります。そこで、そのような生前贈与についての調整が必要になります。
- 2 まず、遺産分割においては、相続人に対してなされた①遺贈、②婚姻若しくは養子縁組のための贈与、又は、③生計の資本としての贈与(以下、①②③を一括して「特別受益」といいます)については、被相続人が相続開始時に有していた財産の価額にその贈与の価額を相続財産とみなして具体的な相続分を算定します(民法903条1項)。これを特別受益の「持戻し」と言います。
- 3 これまで特別受益の主張をすることについての期間的制限はなく、相続開始から30年経ってもなお特別受益の主張ができるとされていましたが、このような主張を無制限に許せば、いつでも特別受益の主張が出来ると考えて遺産分割請求がなされないまま放置さ

れる恐れがあることから、令和3年の民法改正により、相続開始時から10年を経過した後の遺産分割においては、特別受益や寄与分に関する定めは適用されないことになりました(民法904条の3本文)。これにより特別受益の持戻しを主張するためには、原則として相続開始から10年以内にこれを行う必要があります。

4 ただ、これには次のような例外があります。

- ① 相続開始から10年経過する前に家庭裁判所に対し遺産分割の請求をしたとき(同条1号)
- ② 相続開始から10年の期間満了前6ヶ月以内の間に、遺産分割の請求をすることができないやむを得ない事由があつて、その事由が消滅したときから6ヶ月を経過する前に当該相続人が家庭裁判所に遺産分割の請求をしたとき(同条2号)

5 上記改正法は、令和5年4月1日から施行され、同日以降の相続には当然に適用されますが、同日より前の相続については5年間の猶予期間が設けられ、相続開始から10年を経過する時、あるいは、猶予期間の満了日(令和10年3月31日)を経過する時のいずれか遅い時までに家庭裁判所に遺産分割の請求をする必要があります。

6 次に、遺留分については、従来、被相続人が相続開始時に有していた財産の価額にその贈与を加えた額から債務の全額を控除して算定するとされ(旧民法1029条)、相続人に対する贈与については、特別受益に関する定めに基づき、時期を限定することなくこれを遺留分算定の基礎としておりました。しかし、あまりに古

い贈与を含ませるのは法的安定を害することから、平成30年の民法改正により、原則として、「相続の開始前の10年間に、婚姻若しくは養子縁組のため、又は、生計の資本としてなされた贈与の価額を遺留分算定の基礎としました（民法1044条3項、同条1項前段）。そして、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与した場合には、10年より前になされた贈与の価額も算入することとしました（民法1044条3項、同条1項後段）。

7 この改正規定は、令和元年7月1日より施行されておりますので、同日以降に発生した相続に関する遺留分侵害請求については、上記定めに従った処理をする必要があります。

以上